

福岡県公報

平成30年1月30日
第3962号

目次

告示 (第59号 - 第71号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 4

公告

- 地域森林計画の変更の公表 (農山漁村振興課) 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 5

人事委員会

- 福岡県人事委員会委員長の選挙 (人事委員会事務局任用課) 5
- 福岡県人事委員会委員長の職務を代理する委員の指定 (人事委員会事務局任用課) 5

公安委員会

- 福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について (警察本部情報管理課) 6

雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (医療指導課) 6

告示

福岡県告示第59号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	基山停車場平等寺筑紫野線	前	筑紫野市大字平等寺544番2先から筑紫野市大字平等寺544番1先まで	11.0 ～ 28.0	100.0
			後	筑紫野市大字平等寺544番2先から筑紫野市大字平等寺544番1先まで	13.0 ～ 35.0	100.0

福岡県告示第60号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	一般 国道	200号	前	直方市丸山町5001番3先 から 直方市丸山町5003番3先 まで	9.9 ～ 13.1	135.0
			後	直方市丸山町5001番3先 から 直方市丸山町5003番3先 まで	13.1 ～ 13.3	135.0

福岡県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年1月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	富多 大城線	久留米市北野町中川1679番1先から 久留米市北野町中川1636番8先まで

福岡県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年1月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	長尾 稗田線 平島	行橋市泉中央八丁目286番1先から 行橋市泉中央八丁目277番1先まで

福岡県告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林指定施業要件変更予定森林の所在場所
糸島市雷山字大久保465の36、465の37、465の118、465の137
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保465の36・465の37・465の118・465の137（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第64号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第643号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石ヶ崎(b)	嘉麻市下山田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上山田(1)-1	嘉麻市上山田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上山田-2-1	嘉麻市上山田（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第65号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第644号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
石ヶ崎(b)	嘉麻市下山田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

上山田(1)-1	嘉麻市上山田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
上山田-2-1	嘉麻市上山田（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第66号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石ヶ崎(b)	嘉麻市下山田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上山田-2-1	嘉麻市上山田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第67号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
石ヶ崎(b)	嘉麻市下山田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
上山田-2-1	嘉麻市上山田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第68号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年12月福岡県告示第2098号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一丁五反	嘉麻市千手（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第69号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年12月福岡県告示第2099号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
一丁五反	嘉麻市千手（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第70号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一丁五反	嘉麻市千手（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第71号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
一丁五反	嘉麻市千手（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 森林計画区の名称
福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、筑紫郡及び糟屋郡の各一円）
- 2 縦覧場所
福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所
- 3 縦覧期間
平成30年1月30日から
- 4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果
意見なし

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
3級基準点測量（6点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市内一円	平成30年1月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年1月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（道路台帳平面図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市東区地域	平成29年12月26日から 平成30年3月22日まで

人事委員会

福岡県人事委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第1項の規定に基づき、福岡県人事委員会は、平成30年1月12日、同委員会委員井手和英を同委員会委員長として選挙した。

平成30年1月30日

福岡県人事委員会委員長 井 手 和 英

福岡県人事委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年1月12日、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員として福岡県人事委員会委員吉岡正憲を指定した。

平成30年1月30日

福岡県人事委員会 井手 和 英

公安委員会**福岡県公安委員会告示第19号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（案）について、平成29年11月16日から同年12月15日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成30年1月30日

福岡県公安委員会

1 制定規則の題名

福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

2 制定の日

平成30年1月18日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部情報管理課に備え置く。

雑 報**福岡県医療審議会公告**

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定に基づく福岡県保健医療計画の変更に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成30年1月30日

福岡県医療審議会会長 松田 峻一良

1 意見募集の対象となる事案

福岡県保健医療計画（案）

2 事案の要旨

福岡県保健医療計画（案）

第1章 医療計画に関する基本的事項

第2章 保健医療提供体制の基本的事項

第3章 住民・患者の立場に立った医療提供体制の構築

第1節 医療機関の機能分化・連携の促進

第2節 5疾病・5事業及び在宅医療の医療連携体制の構築

第3節 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

第4節 医療の安全の確保

第5節 医療情報システムの整備充実

第6節 外国人が安心して医療を受けられる環境の整備

第4章 地域医療構想

第5章 医療計画の推進と評価

第6章 保健・医療・介護（福祉）の総合的取組み

3 事案の閲覧場所等

(1) 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

(2) 県民情報センター・県民情報コーナー

・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁）

・ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎）

・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎）

・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎）

・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎）

(3) 県保健福祉環境事務所

・ 筑紫保健福祉環境事務所（大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎）

・ 粕屋保健福祉事務所（糟屋郡粕屋町大字戸原235-7）

・ 糸島保健福祉事務所（糸島市浦志2-3-1 糸島総合庁舎）

・ 宗像・遠賀保健福祉環境事務所（宗像市大字東郷1-2-1 宗像総合庁舎）

- ・ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎）
 - ・ 田川保健福祉事務所（田川市大字伊田字松原通り3292-2 田川総合庁舎）
 - ・ 北筑後保健福祉環境事務所（朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎）
 - ・ 南筑後保健福祉環境事務所（柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎）
 - ・ 京築保健福祉環境事務所（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎）
- ※ 閲覧期間は、平成30年2月1日（木）から平成30年2月15日（木）までです。
- ※ (1)以外については、利用時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ※ (3)県保健福祉環境事務所については、総務企画課企画指導係が窓口となります。
- 4 意見書の提出期間
平成30年2月1日（木）から平成30年2月15日（木）まで（必着）
- 5 意見書の提出方法
別紙の様式により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。
- 6 意見書の提出先
福岡県保健医療介護部医療指導課（医療計画係）
（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
（ファクシミリ）092-643-3277
（電子メール）iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp
（問い合わせ先）092-643-3328

別紙 (意見書様式)

福岡県保健医療計画(案)に対する意見書

住所 (法人等の場合は所在地)	
氏名 (法人等の場合は名称)	
連絡先	
勤務先または通学先の所在地 (県外にお住まいの方のみ)	

該当頁番号	草番号	節番号
該当内容((案)文をそのまま記載)		
意見の内容		
意見の理由		
備考		

※ 記入上の注意

- 1 意見の提出については、1項目につき、この様式を1枚使用して、提出してください。
- 2 意見は、できる限り簡潔(400字程度以内)にまとめ、「意見の内容」欄に意見を記載するとともに、その理由を「意見の理由」欄に記載してください。意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- 3 意見は、日本語で記載してください。
- 4 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を該当欄に記載してください。